



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 116 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2025 年 4 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

企業結合規制（ACCC による事前審査に関するガイドライン）

企業結合の実施に当たって、現行制度では、当局への事前届出義務は定められていないものの、当事者はオーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）による非公式承認制度を利用して、ACCC が企業結合に反対するか否かの見解を得ることができるという運用がなされています。もっとも、2026 年 1 月 1 日以降においては、企業結合規制に関する新法案に基づき、一定の基準を満たす合併当事者は、ACCC に届出を行った上、取引完了前に承認を得る必要があります。

ACCC は、合併審査ガイドラインのドラフトを公表し、2025 年 3 月 20 日から 4 月 17 日までの間、パブリックコメントを募っています。このガイドラインは、新制度の下における届出に対する ACCC の分析方法を周知することを目的としており、新制度の下で ACCC が採用する分析方法を説明しています。2008 年以来初めて発行された新しい合併ガイドラインであり、ACCC の分析方法は従来の方法から大きく変わっています。ガイドラインでは、競争法上問題がある合併や段階的買収、競合する買い手が関与する合併、および市場に参入しようとする企業の買収の分析に関するガイドラインも初めて示されています。

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

その他の注目のトピック

企業結合規制（ガン・ジャンピング規制）

「ガン・ジャンピング（gun jumping）」とは、企業結合が正式に承認・完了される前に、実質的に取引を実行することをいいます。企業の合併や買収についての承認を得る前に、両当事者の資産や従業員を統合したり、意思決定プロセスを統合するといった行為はこれに該当する可能性があります。

現行ではガン・ジャンピングに対する特定の禁止規定はありませんでしたが、企業結合規制に関する新法案に基づき、2026年1月1日以降に完了する取引では、保留中の企業結合取引（"stayed acquisition"）について、これを実施する（"putting into effect"）ことが禁止されます。例えば、新法案に基づき届出を行う必要があるものの、届出がまだ行われていない取引は、保留中の企業結合取引であるとされ、重要な従業員の解雇、重要施設の閉鎖、IT システムの統合といった取引の実施行為とみなされる可能性のある行為を抑える必要があります。本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

外国投資（2024/25 年度第 1 四半期）

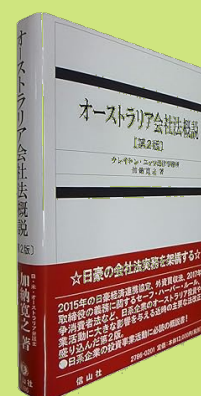
2025 年 2 月 25 日、オーストラリア連邦財務省は、2024 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間（2024/25 年度第 1 四半期）の外国投資に関する最新の四半期報告書を発表しました。

報告書における主なポイントとしては、投資金額および案件数の両面においてアメリカ合衆国が引き続きオーストラリアへ外国投資を行う国でトップに立っていること、ドイツと日本の投資が直前の四半期（2023/24 年度第 4 四半期）と比較して大幅に減少していること、セクター別の直接外国投資の状況として、商業用不動産セクターが、サービス業セクターおよび鉱物資源探査・開発セクターを抜き、最大の産業セクターとなったこと、外資審議委員会（FIRB）の承認状況として、FIRB による投資承認申請の処理日数の中央値は改善しており、提案のほぼ 50%が法定処理日数である 30 日以内に処理されていること等が挙げられます。

本稿では外国投資に関する最新データの状況と傾向について紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説 〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

国際海事機関による温室効果ガス排出規制

2025 年中に、国際海事機関（IMO）は温室効果ガス（GHG）排出の管理に関する新たな「中期的対策」の採用を検討する予定です。これには、GHG 燃料強度の段階的削減を規定する新しい海洋燃料基準や、船舶がネットゼロに移行するための経済メカニズムを盛り込んだ規制等が含まれます。これが発効すると、マルポール条約の改正として組み込まれることになりますが、オーストラリアは同条約の署名国であるため、条約に基づく義務を遵守するために、オーストラリア国内における規制や法律を通じて国内で執行されることが予想されます。

船舶からの GHG 排出削減に焦点を当てた規制の進展は、アンモニア、メタノール、そして水素などの低排出燃料の世界的な需要を高めることとなります。これらの IMO 規制の成立と実施は、低排出燃料の新たな需要市場の形成を後押しし、オーストラリアのように再生可能エネルギー源を活用してこれらの燃料を大規模に生産する能力を持つ国々における再生可能燃料プロジェクトの開発にプラスの効果をもたらすこととなります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

Global Offshore Wind Report 2025 の執筆

世界中のオフショア風力市場とトレンドに関して Orrick, Herrington & Sutcliffe LLP が発行する「Global Offshore Wind Report - A jurisdiction by jurisdiction update and outlook」において、弊所はオーストラリアのオフショア風力発電セクターに関する報告書の章を執筆し、この地域における法的・規制的な状況に関する見解を提供しました。

世界中の多くの政府と同様に、オーストラリア政府は 2050 年までにネットゼロを達成することを目指していますが、オーストラリアは石炭が豊富な国であり、これまで主に石炭火力を電力生成の主要な源としてきました。オフショア風力発電は、オーストラリアの現政府にとって脱炭素化戦略の中心的な部分となっています。

オフショア風力はオーストラリアにおいて大きな可能性を秘めており、オーストラリアの海岸線から 100km 以内で推定 2,000GW のオフショア風力発電容量を有するとされています。オーストラリアの新しいオフショア風力に関する法的枠組みは、2021 年 11 月に成立し、オーストラリアがオフショア風力の潜在能力を活用するための道を開き、業界での活発な動きを引き起こしています。

オーストラリアは現在、国内の 6 つの地域をオフショア風力開発に適した地域として指定し、そのうち 3 つの地域において、民間企業が主導してプロジェクトの設計や研究が進められています。最も進んでいるプロジェクトにおいては、今後 10 年以内の最終的な投資決定と建設の開始を目指していますが、この実現のためには、何らかの形で政府の収益支援が必要とされるものと考えられています。

Global Offshore Wind Report 2025 および原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

競業禁止義務条項の禁止提案とその影響（労働法）

連邦政府は、年収がフェアワーク法上の高所得者基準（現在は 17 万 5,000 豪ドル）未満の労働者との雇用契約に競業禁止義務条項を盛り込むことを禁止する方針を発表しました。法案のドラフトの公表とコンサルテーションの期間を経て、2027 年に法案を可決・施行することを目指しており、施行後も一定の移行期間が設けられる見込みです。したがって、この法案が施行される頃には、高所得者基準は 20 万豪ドル程度に引き上げられていることが想定されます。

政府はこの提案に関連して、特にチャイルドケア、建設、理美容の業界に言及していますが、対象は特定業種に限られず、すべての業界に広く適用される予定です。契約社員が対象に含まれるかどうかや、違反時の罰則、例外規定などの詳細は、今後公表される法案により明らかになります。

競業禁止義務条項の禁止が実現すれば、従業員はより自由に同業他社に転職できるようになり、労働者の移動が促進されることで、雇用条件や賃金交渉において交渉力が高まる可能性があります。今後、雇用主としては、競業禁止義務条項に代わる保護策として、秘密情報や知的財産を守る条項の整備、顧客や従業員の引抜きを禁止する条項の強化が必要となると考えられます。また、いわゆるガーデンリープ制度を活用し、退職時に一定期間職務から外すことも、退職従業員の競業を事実上防止する効果を有することになりますので、有効な手段となります。

なお、今後は、高所得者向け競業禁止義務条項や、顧客や従業員の引抜きを禁止する条項に関しても、政府によるさらなる検討・協議が予定されています。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近のディールのご紹介

株式会社 MIXI 様による PointsBet の買収

株式会社 MIXI 様が ASX 上場企業である PointsBet Holdings Limited を 3 億 5,300 万豪ドルで買収する契約を締結されたことが 2 月 26 日に発表されましたが、本件の豪州におけるリーガル面については弊所の方でサポートさせていただきました。この買収は、オーストラリア会社法の定めるスキーム・オブ・アレンジメント（Scheme of Arrangement）の手法によって行われるものであり、カナダ（PointsBet Holdings Limited が事業を展開している国）およびオーストラリア北部準州でのギャンブル規制当局の承認、外資審議委員会（FIRB）の承認、PointsBet Holdings Limited の株主総会の特別決議および裁判所の承認といった条件を満たした後、2025 年半ばに完了する見込みです。詳しくは、以下リンク先をご参照ください。

弊所ニュースリリースの原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナー（2024 年 11 月 25 日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JV の概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会 (2024 年 9 月 5 日)

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の 4 つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

Japan Practice 紹介サイト



4th Asia-based International Financial Law Conference（2023 年 3 月 29 日～31 日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。

セッションで使用了資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容（1 時間の録画ビデオ）は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用了資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

『【特別企画】どうなる？日豪の M & A 市場 - NNA 業界座談会第 6 弾』（2024 年 7 月 8 日・9 日）

アジア経済ニュースを発信する NNA 社が主催した、日系企業による豪州 M&A に携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州 M&A に関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業による M&A 手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOU および DD の重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。

座談会の内容は、2024 年 7 月 8 日および 9 日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。

本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、2024年の1月1日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしています。

本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。

本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール: hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦 茂樹
メール: syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール: ysugawa@claytonutz.com



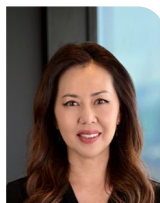
ロイヤー 曽我 修平
メール: ssoga@claytonutz.com



外国法弁護士 白藤 祐也
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: yshirafuji@claytonutz.com



外国法弁護士 半谷 駿介
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: shanya@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール: kridgway@claytonutz.com